

## 放置自転車撤去・移送業務委託仕様書

1 件 名 放置自転車撤去・移送業務委託（単価契約）

2 履行場所 市内各駅周辺の自転車放置禁止区域及び市営自転車駐車場等

(1) 市内各駅周辺の自転車放置禁止区域内

- ①北春日部駅、②春日部駅、③一ノ割駅、④武里駅、⑤豊春駅、  
⑥藤の牛島駅、⑦八木崎駅

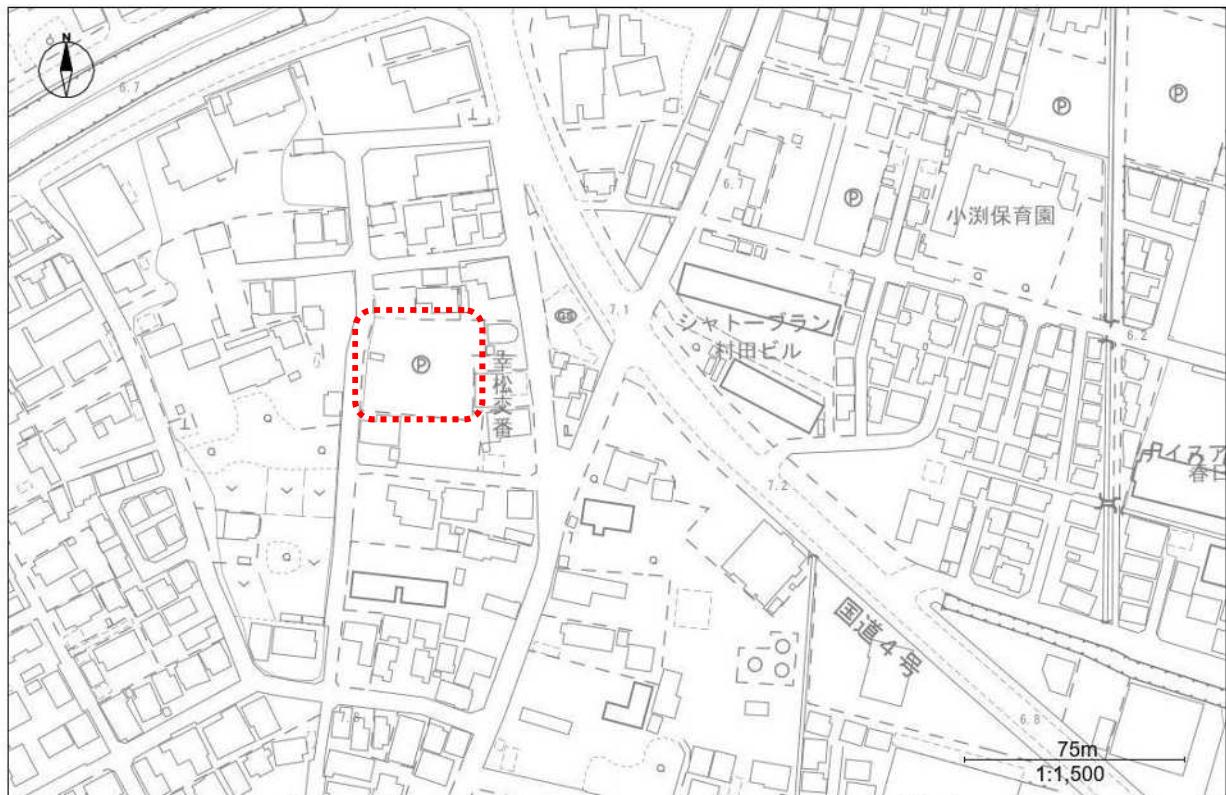
(2) 市営自転車駐車場等

- ①春日部駅中央第1・2自転車駐車場、②春日部駅南自転車駐車場  
③春日部駅東口第2自転車駐車場、④一ノ割駅第3仮設自転車置場  
⑤八木崎駅仮設自転車置場、⑥武里駅第1仮設自転車置場  
⑦せんげん台駅仮設自転車置場

(3) 撤去当日、自転車放置禁止区域外に放置自転車があった場合は、発注者が指定した場所

※市内各駅周辺の自転車放置禁止区域及び市営自転車駐車場を周回し、全ての放置自転車を移送するものとする。

3 移送場所 小渕放置自転車集積所（春日部市小渕875番地1）



- 4 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約方法 撤去・移送1日あたりの契約とする。
- 6 支払方法 隔月払い  
※天候不良等で発注者の指示により中止となった場合、委託料の支払いはしない。
- 7 就業日 契約期間のうち、発注者が指示する日（土日、祝日含む）  
※月1～2回程度、事前に指定した日で実施する。  
※就業日等は、原則、実施月の前月20日までに決定する。  
※就業日が天候不良等の場合は、発注者の指示により中止とする場合がある。
- 8 就業時間 原則、午前9時00分～午後3時30分（休憩1時間を除く）  
※就業時間については、上記以外で指示する場合もある。
- 9 車両及び人員  
(1) 車両 ①受注者が用意するトラック(3t～4t トラック)を使用して作業する。  
②撤去・移送作業中は、トラックの側面等に放置自転車の撤去・移送作業中であることを表示する。  
③トラックは、貨物自動車運送事業法等の関係法令を遵守すること。  
(2) 人員 運転手1名、作業員1名以上で作業する。
- 10 業務内容  
(1) 市内各駅周辺の自転車放置禁止区域内等の放置自転車を移送し、小渕放置自転車集積所に移送した自転車は、発注者が指定した場所に整然と並べるものとする。  
(2) 移送対象の放置自転車は、発注者又は発注者から委託を受けている者が警告札または調査札を貼り付け、一定時間を経過し、発注者が移送の指示をしたものとする。  
(3) 撤去及び移送の際は、自転車等を破損等なく慎重、かつ丁寧に扱うものとする。

- (4) ガードレールや電柱等の工作物にチェーンやワイヤー錠等によって繋がっている自転車を撤去及び移送の際は、当該自転車を撤去することが困難の場合のみ、チェーン等を切断し、撤去するものとする。なお、春日部市自転車放置防止条例第10条に基づき、切断されたチェーン等の補償の責めを負わない。
- (5) 業務終了後、撤去場所毎の台数、撤去した自転車の特徴、チェーン等の切断の有無を記載のうえ、速やかに業務終了報告書を提出するものとする。
- (6) 受注者の故意または過失によって、市または第三者に損害を与えた場合は受注者が損害賠償するものとする。

## 11 報告書類

受注者は、次の書類を発注者へ提出するものとする。

提出書類	提出期限	提出先	様式
業務総括者及び現場担当者の届出	契約後、速やかに	くらしの安全課	任意 様式
業務終了報告書	実施後、速やかに	くらしの安全課	別紙1

※別紙様式例あり

## 12 実績

年　度	実施回数	撤去台数
令和6年度	21回	339台
令和7年度	18回	254台

※参考 1日あたりの走行距離（見込） 40km

※令和7年度は、令和8年1月15日時点の実績

## 13 特記事項

- (1) 道路使用許可については、発注者が申請等するものとする。許可書の写しを受注者に貸与するものとする。
- (2) 保管場所の鍵については、契約締結後、発注者が受注者に貸与するものとする。
- (3) 作業日は、自転車のチェーンカッター、道路使用許書の写し、小渕放置自転車集積所の鍵を持参するものとする。

- (4) 市の信用を失墜する行為をしてはならない。
- (5) 業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。
- (6) 貨物自動車運送事業法等の関連法令を遵守すること。
- (7) 作業手順に変更等を伴う場合については、発注者と協議のうえ業務を行うものとする。
- (8) 業務遂行について業務総括者及び現場担当者を選任し、発注者に届出すること。変更があった場合も同様とする。
- (9) 仕様書の定めのない事項は発注者と受注者で協議をすること。

別紙1

合議	課長	主幹	主査	担当

## 業務終了報告書

年 月 日

春日部市 岩谷 一弘 様

住 所 \_\_\_\_\_

受注者 \_\_\_\_\_

下記業務が終了したので報告します。

記

- 1 業務名 放置自転車撤去・移送業務委託（第 回）
- 2 業務場所 市内各駅周辺の自転車放置禁止区域及び市営自転車駐車場等
- 3 自転車撤去台数 台（別添「撤去場所・台数」のとおり）
- 4 委託金額 金 円（税込）
- 5 業務実施日 年 月 日

## 撤去場所・台数表

No	撤去場所（駅名）	台数	防犯登録番号	車体番号 ※防犯登録番号が無い場合	色	備考
1	北春日部駅	台				
2	春日部駅東口	台				
3	春日部駅東口第2自転車駐車場	台				
4	春日部駅西口	台				
5	春日部駅南自転車駐車場	台				
6	春日部駅中央第1・2自転車駐車場	台				
7	一ノ割駅	台				
8	一ノ割駅第3仮設自転車置場	台				
9	武里駅西口	台				
10	武里駅第1仮設自転車置場	台				
11	武里駅東口	台				
12	豊春駅	台				
13	藤の牛島駅	台				
14	せんげん台駅仮設自転車置場	台				
15	その他	台				

※チェーン等を切断し、撤去した自転車がある場合は、備考欄にその旨を記入して下さい。

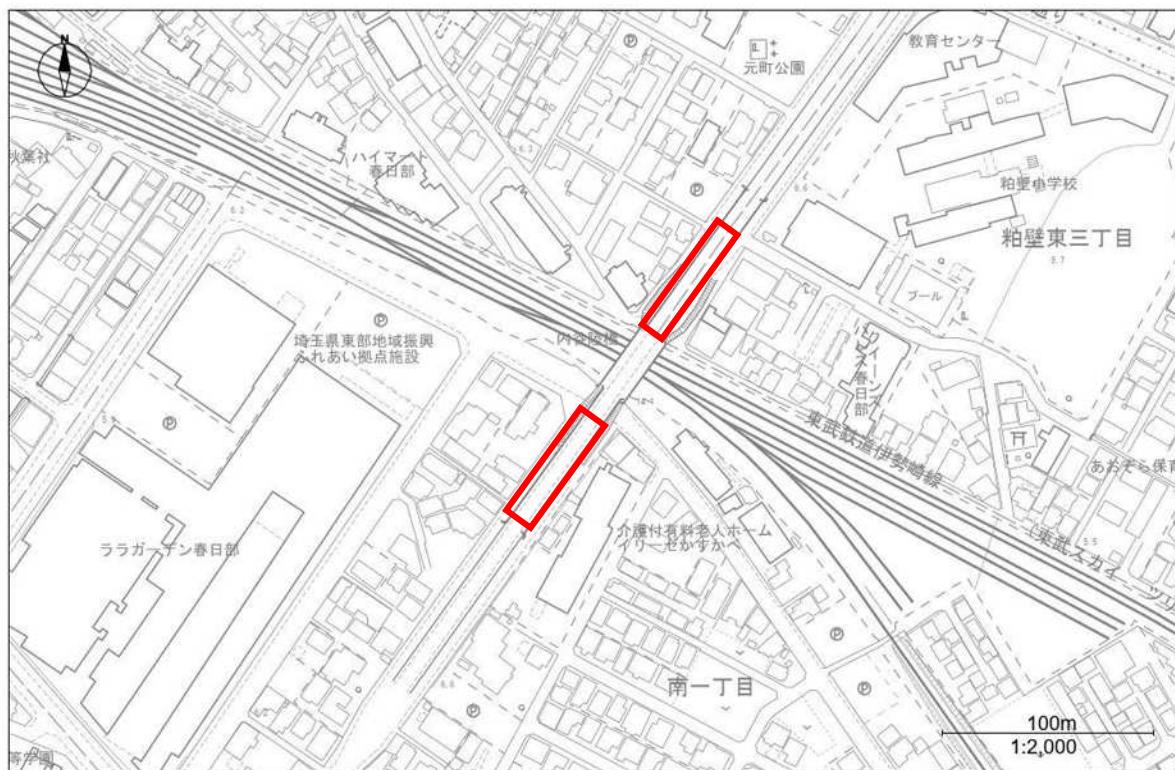
## 「市営自転車駐輪場等」

①春日部駅中央第1・2自転車駐車場（春日部市中央二丁目30番地2）



②春日部駅南自転車駐車場（春日部市南一丁目6番9号地先）

③春日部駅東口第2自転車駐車場（春日部市粕壁東一丁目27番29号地先）



「市営自転車駐輪場等」

④一ノ割駅第3仮設自転車置場（春日部市備後東一丁目96番地1）



⑤八木崎駅仮設自転車置場（春日部市浜川戸二丁目13番地6）



## 「市営自転車駐輪場等」

⑥武里駅第1仮設自転車置場（春日部市大畑362番地先）



⑦せんげん台駅仮設自転車置場（春日部市大枝381番地1）

